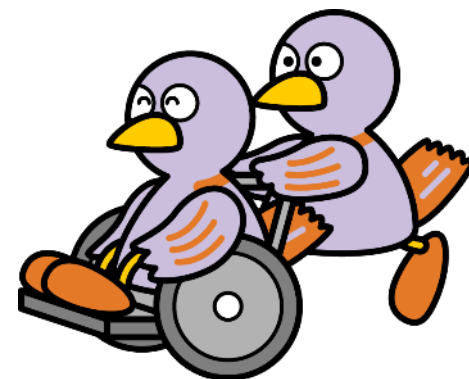


ケアラー支援のために ~ケアラー支援計画と支援施策~

県政出前講座



埼玉県のマスコット「コバトン」

埼玉県福祉部地域包括ケア課
地域包括ケア担当

<連絡先>

TEL 048-830-3266

e-mail a3250-04@pref.saitama.lg.jp

Ⅰ ケアラー

・ヤングケアラーとは？

ケアラーとは？

1 埼玉県ケアラー支援条例での定義

ケアラー

高齢、身体上、精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、**日常生活上の世話**その他の援助を提供する者

2 ケアラーとは（一社）日本ケアラー連盟

こころやからだに不調のある人の「介護」、「看病」、「療育」、「世話」、「気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人のこと



障害のある子どもの子育て・障害のある人の介護をしている



健康不安を抱えながら高齢者が高齢者をケアしている



仕事と病気の子どもの看病でほかに何もできない



仕事を辞めてひとりで親の介護をしている



遠くに住む高齢の親が心配で頻繁に通っている



目を離せない家族の見守りなどのケアをしている



アルコール・薬物依存やひきこもりなどの家族をケアしている



障害や病気の家族の世話や介護をいつも気にかけている

出典 一般社団法人日本ケアラー連盟

ヤングケアラーとは？

埼玉県ケアラー支援条例での定義

ヤングケアラー

高齢、身体上、精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者（ケアラー）のうち、**18歳未満**の者



病気や障害がある
家族に代わり、家事を
している



家族に代わり、幼い
きょうだいの世話をし
ている



病気や障害のある
きょうだいの世話や
見守りをしている



目が離せない家族の
見守りや声かけなどの
気づかいをしている



日本語が話せない家族
や障害のある家族のた
めに通訳している



病気や障害のある
家族の身の回りの
世話をしている



心が不安定な家族
の話を聞いている



がん・難病など慢性的な
病気の家族の看病をし
ている



家計のために働いて、病
気や障害のある家族を
助けている



病気や障害のある家族
の入浴やトイレの介助を
している

ヤングケアラーとは？

お手伝い？

家庭内の
役割分担？

重い負担？

これらの線引きは、困難

ヤングケアラー＝支援が必要な子供 ではなく、
ケアのことで悩みを抱えている子ども＝支援が必要な子ども

ヤングケアラーとは？

ケアラー（家族などのケアを無償で行っている人）

ヤングケアラー
（ケアラーのうち18歳未満）

過重ではないが負担

悩みなし

過重な負担

悩みあり

テレビや新聞などで取り上げられるヤングケアラーの多くは、過重な負担により悩みを抱えている姿

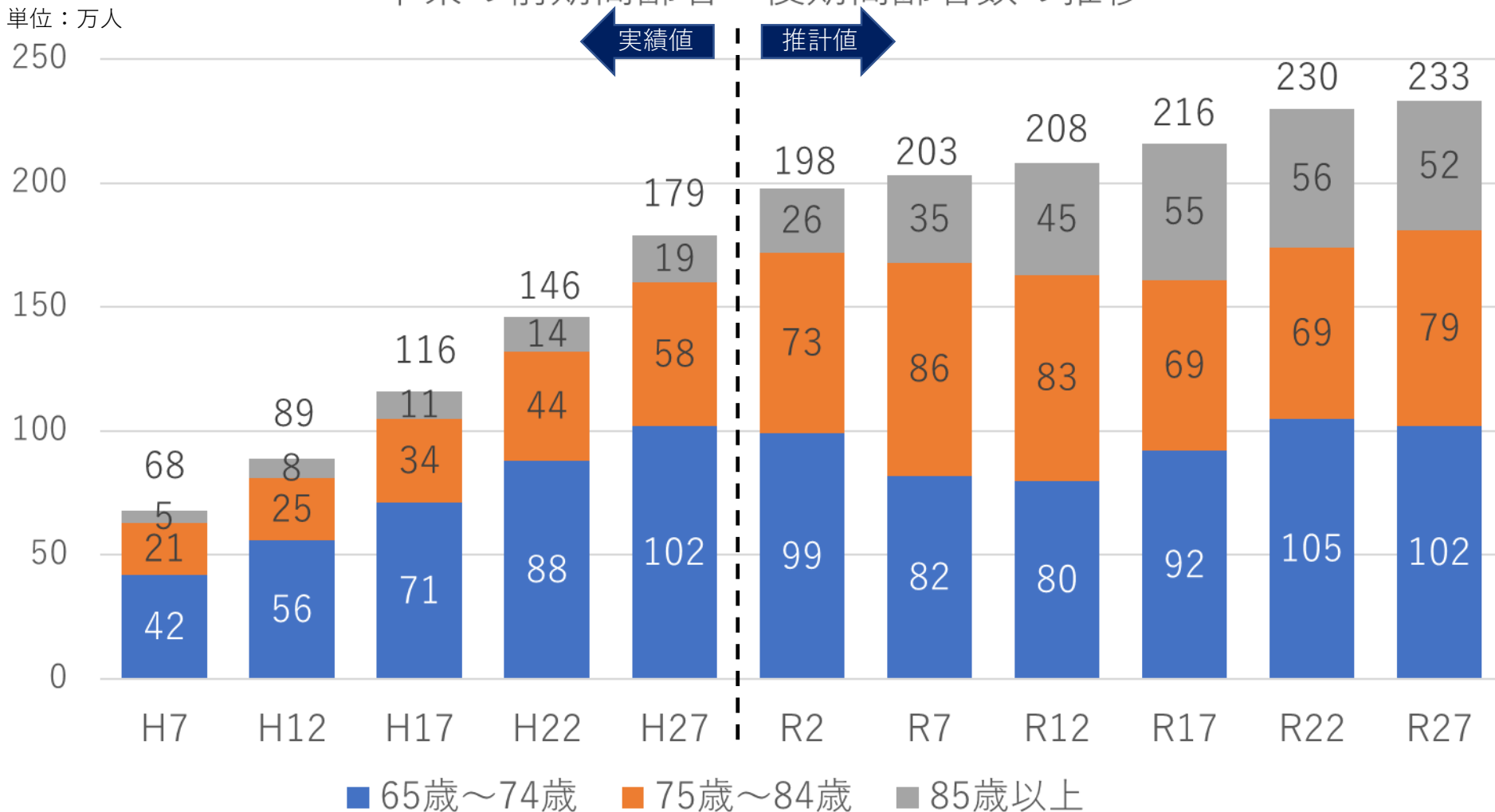
ヤングケアラーについての理解と実態には差があるため、正しい理解が必要です。（実態は様々）

2 ヤングケアラー支援の 必要性について

なぜヤングケアラー支援が必要なのか？

○ 高齢者人口の増加

本県の前期高齢者・後期高齢者数の推移



※国勢調査の人口総数には年齢不詳を含むため、年齢別人口の合計とは一致しない。

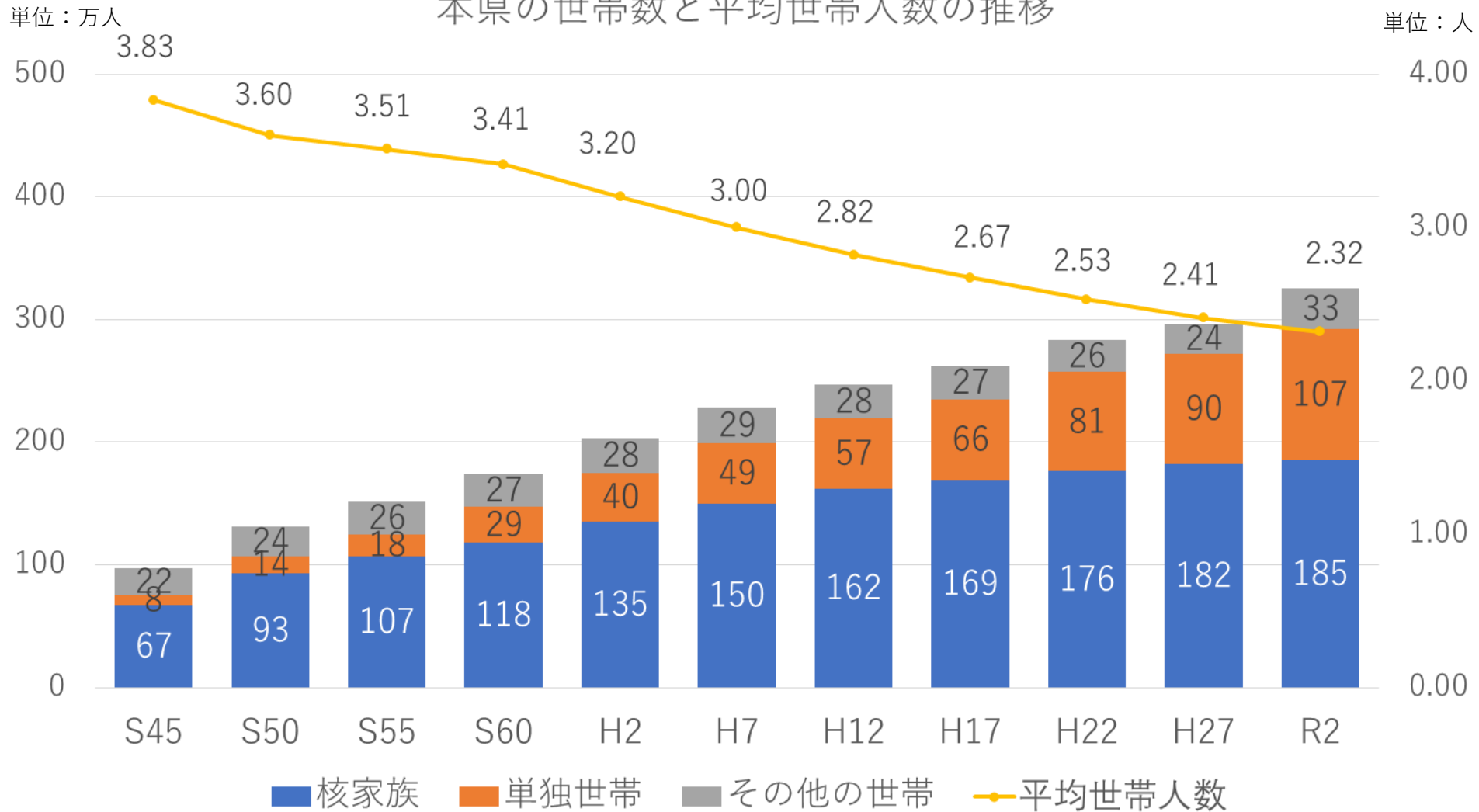
H7～H27 総務省「国勢調査」

R2～R27 国立社人研「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）推計）」

なぜヤングケアラー支援が必要なのか？

○ 世帯人数の減少

本県の世帯数と平均世帯人数の推移



総務省「国勢調査」を基に作成

参考：家族の環境変化

▶ 一世帯あたりの人数

1953年：5人 → 2020年：2.21人

▶ 共働き世帯の数

1980年：614万世帯 → 2020年：1240万世帯

▶ ひとり親世帯の数

2005年：407万世帯 → 2020年：1240万世帯

▶ 平均寿命

1947年：男性50.06歳、女性53.96歳

→ 2020年：男性81.64歳、女性87.74歳

(2016年の健康寿命：男性72.14歳、女性は74.79歳)

▶ 高齢者数

1965年：618万人 → 2021年：3640万人

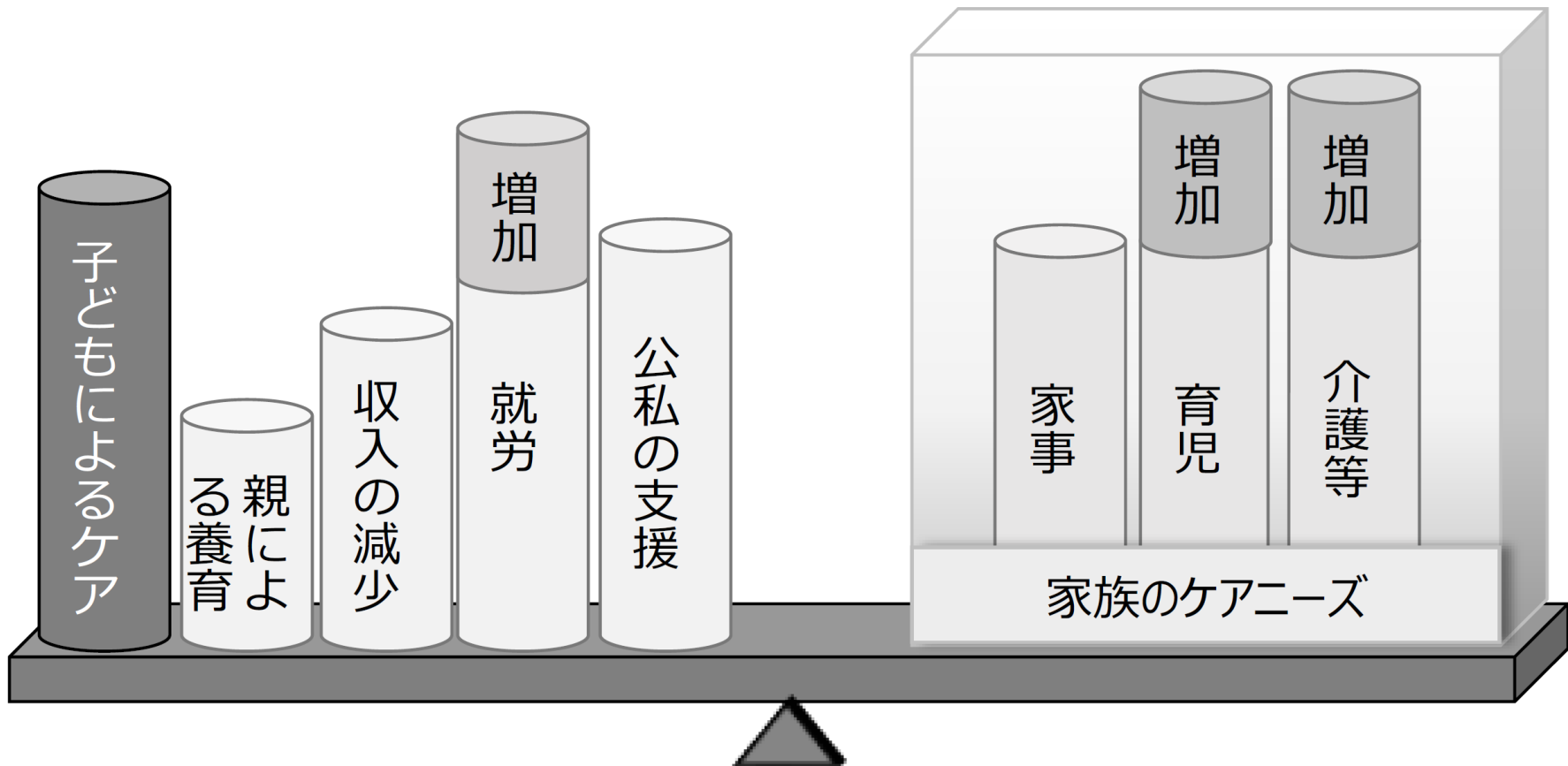
▶ 精神疾患を持つ人の数

2002年：223.9万人 → 2017年：389.1万人

なぜヤングケアラー支援が必要なのか？

○ なぜ子供がケアを担うのか

■ ヤングケアラーによるバランスの保持



出典：令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 ヤングケアラーへの早期対応に関する研究（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）
「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン（案）」

3 ヤングケアラー実態調査について

埼玉県ケアラー支援計画のための ヤングケアラー実態調査結果

(内容)

1. ヤングケアラーの属性
2. 被介護者の属性
3. ケアの状況
4. ケアの影響
5. ヤングケアラーが望むサポート
6. ヤングケアラー本人の状況
7. 自由意見

詳しい調査結果はこちらからご覧ください。



埼玉県HP

ヤングケアラー実態調査の目的・内容及び分析方法

調査目的及び主な調査内容

【調査目的】

- ・ヤングケアラーの実態が不明なため、潜在化しているヤングケアラーの存在を把握する。
- ・ケアの状況、ヤングケアラーへの影響、困りごと、支援ニーズ等を把握し、計画の策定に役立てる。

【主な調査項目】

- ・ケアラー自身について
- ・ケアの状況について
- ・ケアの影響について
- ・ケアに関する相談について
- ・求める支援について など

【調査区域】

- ・埼玉県内県立高校、市立高校、国立高校、県立高校定時制、市立高校定時制、私立高校 計193校

【調査対象】

- ・調査時点の高校2年生：55,772人

【回答者数】

- ・48,261人(回収率：86.5%)

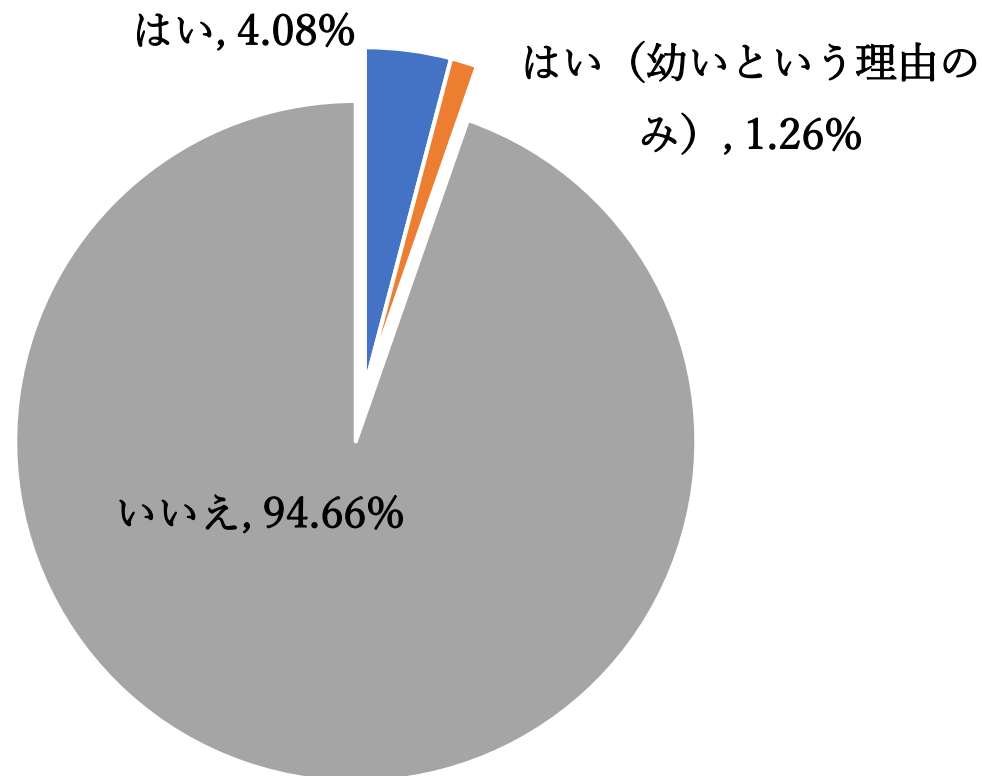
分析方法

- 調査票各設問の単純集計及びクロス集計を行い、実態調査結果に関する詳細な分析を行った。
- 自身がヤングケアラーである、または過去にそうであったと思うかについて、回答者48,261名の内、「はい」と回答したのは2,577名（5.3%）であった。
- ただし、障害や病気などではなく、ケアの相手が幼いという理由のみでケアをしている方608名をヤングケアラーと見なすかどうか判断が難しいことから、本調査では除外することとし、残りの1,969名（4.1%）をヤングケアラーの対象者とした。
- ヤングケアラーによってケアを受けている者(以下、被介護者)に関する設問に関しては、被介護者総数(2,185人)で分析した(※1人のヤングケアラーが複数人のケアを行っている場合があるため、被介護者総数は、ヤングケアラー数より多くなっている)。

1-1 ヤングケアラーの存在

- 自身が「ヤングケアラー」である、または過去にそうであったと思うか尋ねたところ、回答者48,261人の内、「はい」と回答したのは2,577人(5.3%)であった。
- ただし、本調査ではケアの相手が幼いという理由のみでケアをしている608人を除く1,969人(4.1%)をヤングケアラーの対象者とした。

図表1-1. 「ヤングケアラー」の存在割合



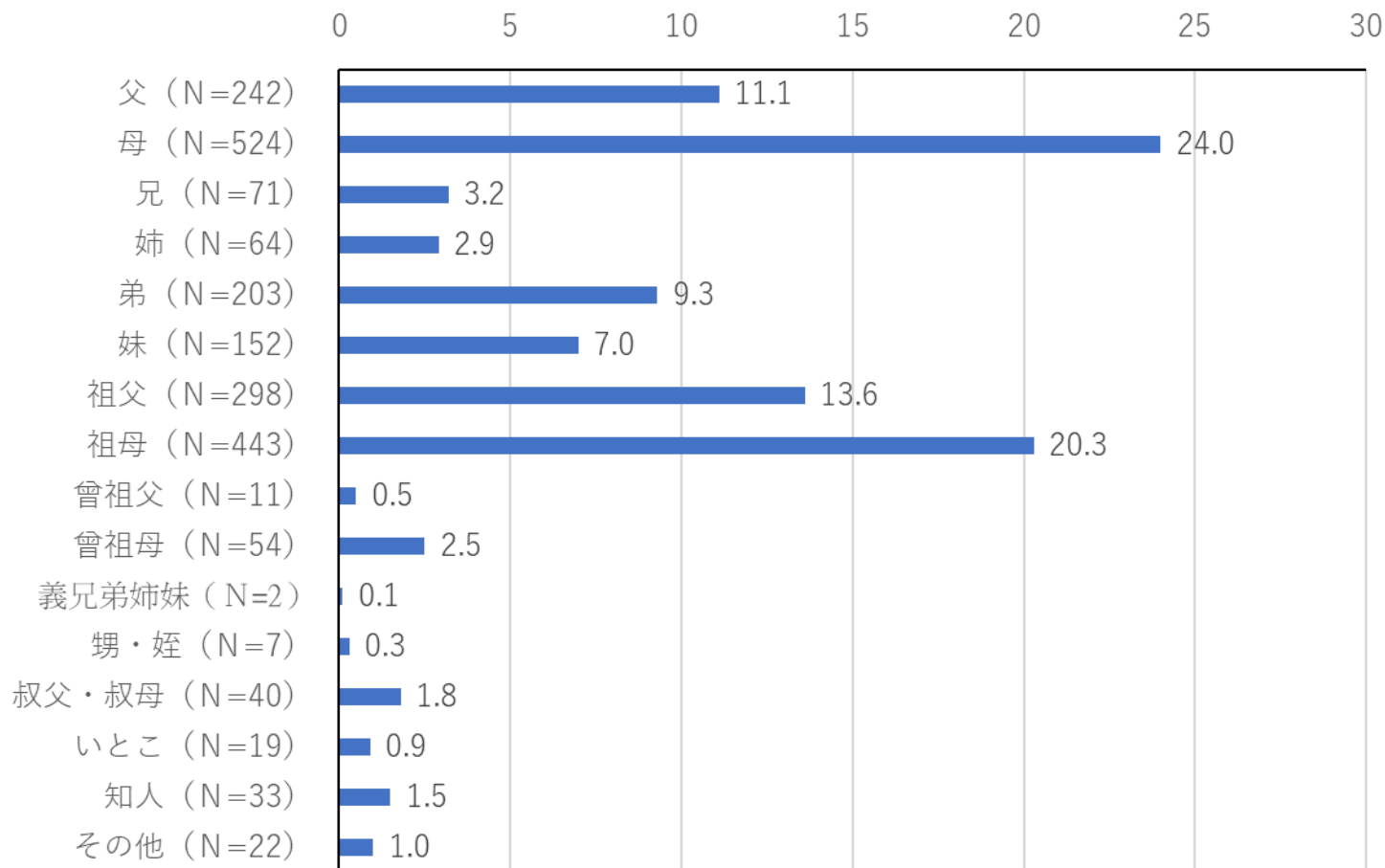
注) 本集計は県内高校2年生(48261人)に対して行われている。

2-1 被介護者の続柄

- 被介護者(N=2,185)の、ヤングケアラーとの関係(続柄)をみると、「母」(N=524)が24.0%と最も高く、次いで「祖母」(N=443)が20.3%、「祖父」(N=298)が13.6%、「父」(N=242)が11.1%の順であった。

図表2-1. 被介護者の続柄(複数回答)

単位: %



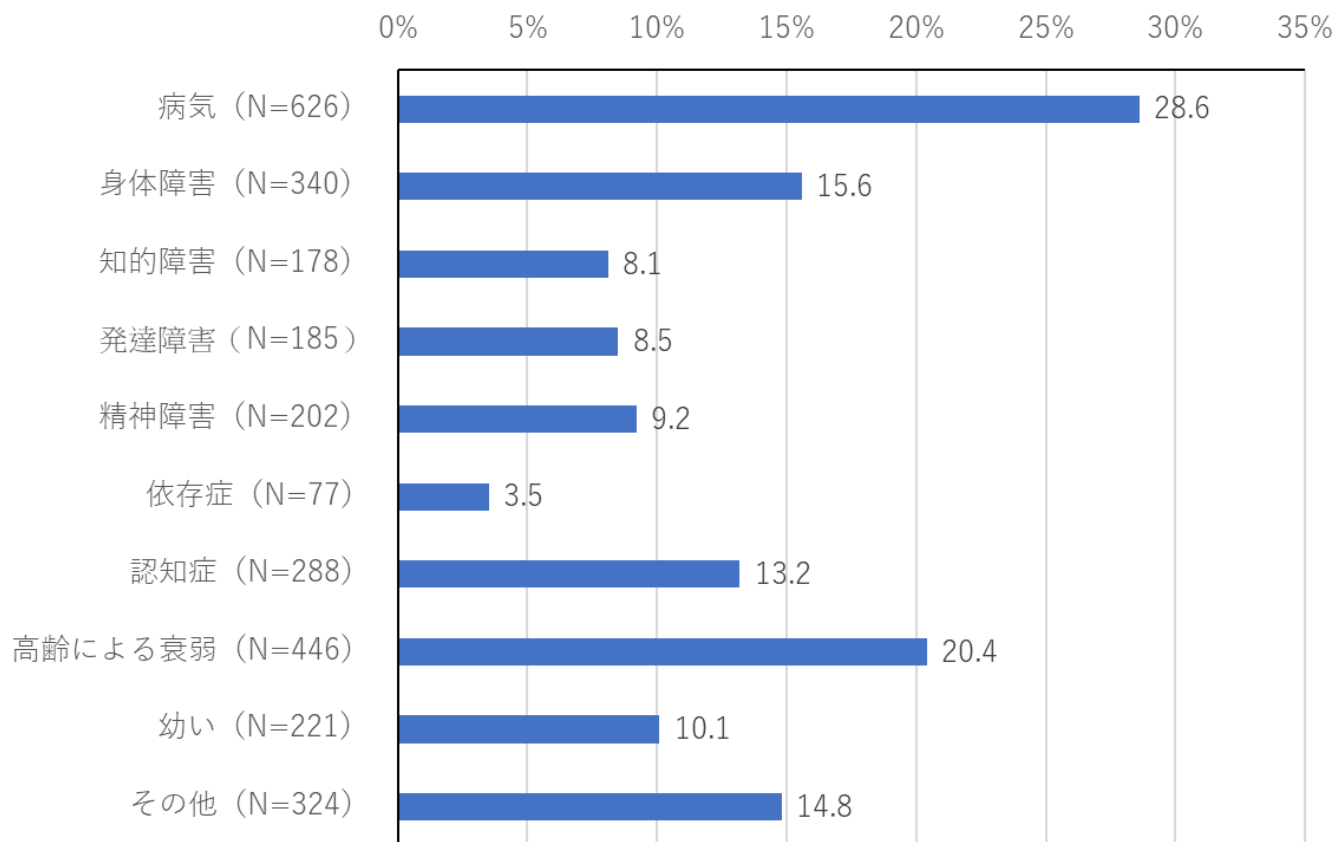
注)本集計は被介護者数(2,185人)に対して行っている。

2-3 被介護者の状況

- 被介護者の状況（N=2,185）をみると、「病気」（N=626）が28.6%と最も高く、次いで「高齢による衰弱」（N=446）20.4%、「身体障害」（N=340）15.6%、「その他」（N=324）14.8%の順であった。

図表2-3. 介護が必要になった主な原因(複数回答)

単位：%



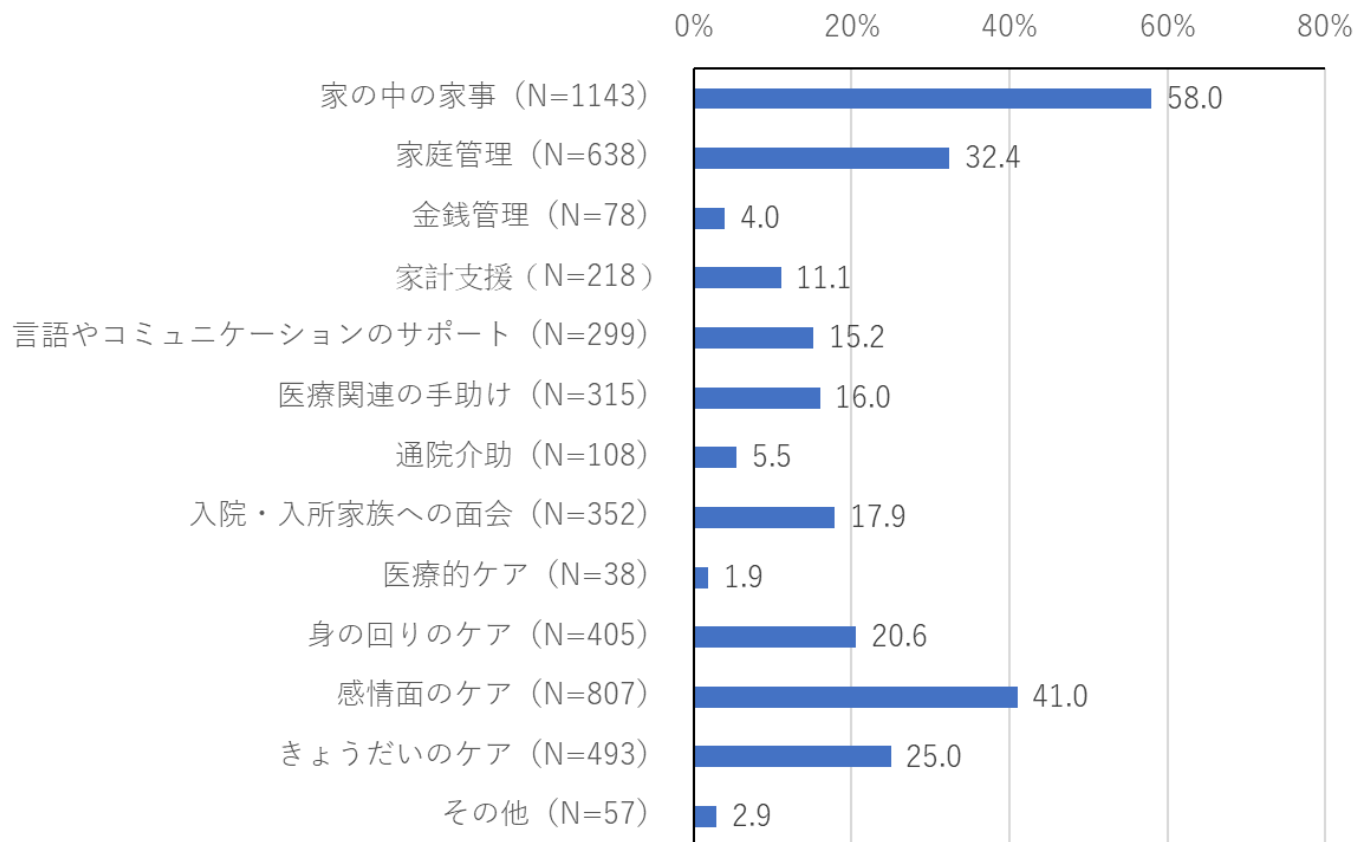
注)本集計は被介護者数(2,185人)に対して行っている。

3-1 ヤングケアラーが行っているケアの内容

- ヤングケアラーが行っているケアの内容（N=1,969）をみると、「家事(食事の用意・後片付け・洗濯・掃除など）」（N=1,143）が58.0%と最も高く、次いで「感情面のケア(その人のそばにいる・元気づける・話しかける・見守る・外に連れ出したりするなど）」（N=807）41.0%、「家庭管理(買い物・家の修理仕事・重いものを運ぶなど）」（N=638）32.4%、「きょうだいのケア」（N=493）25.0%の順であった。

図表3-1. ヤングケアラーが行っているケアの内容(複数回答)

単位：%

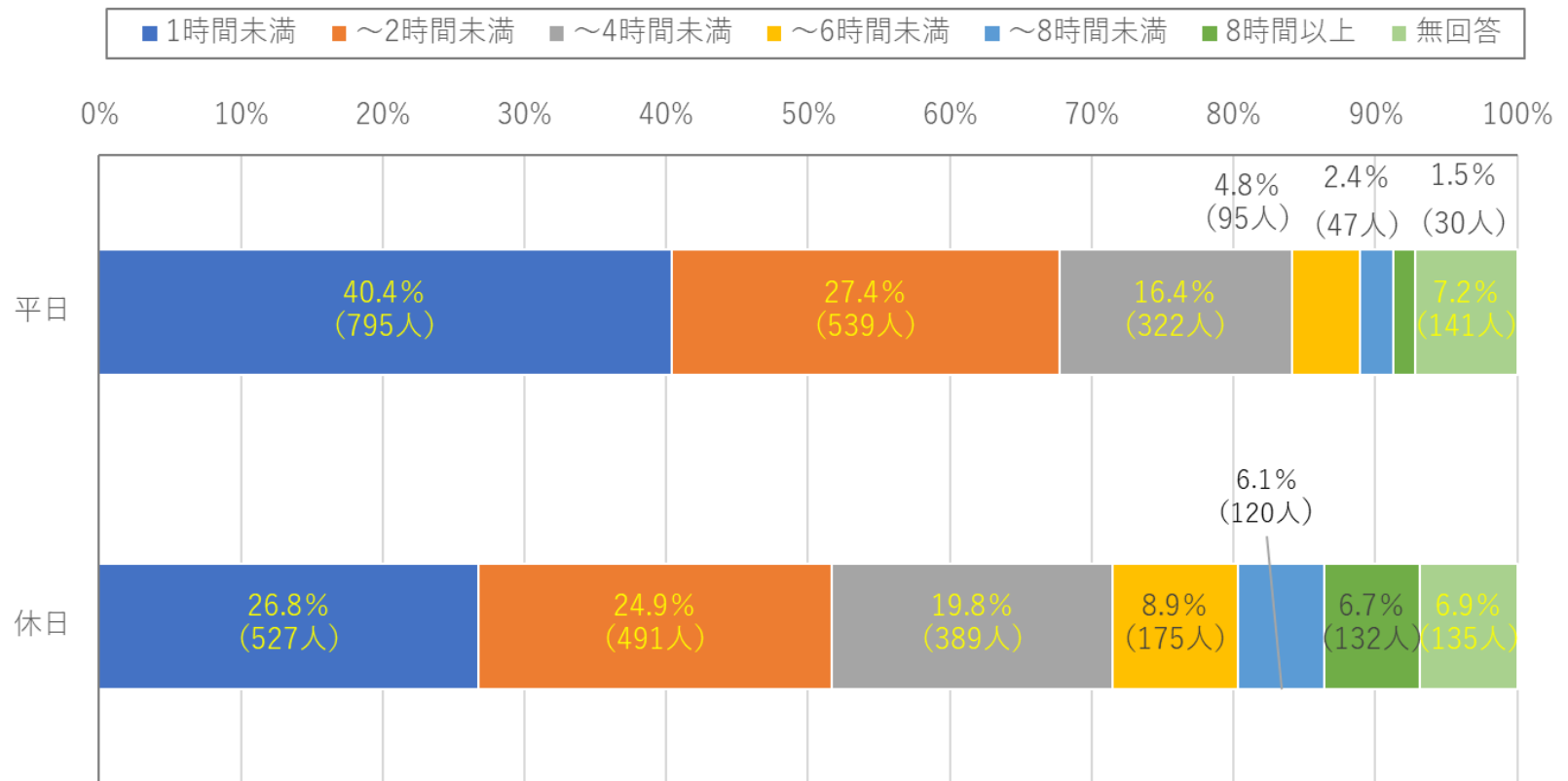


注)本集計はヤングケアラー本人(1,969人)に対して行っている。

3-3 ケアにかかる時間（平日・休日）

- ケアにかかる時間（N=1,969）をみると、平日は「1時間未満」（N=795）が40.4%と最も高く、次いで「1時間以上2時間未満」（N=539）27.4%と、2時間未満が全体の約7割を占めていた。
- 休日も平日同様、「1時間未満」（N=527）が26.8%と最も高く、次いで「1時間以上2時間未満」（N=491）24.9%の順であったが、その割合は約5割に減少しており、平日に比べると、ケアにかかる時間がより長くなっていた。

図表3-3. ケアにかかる時間の割合

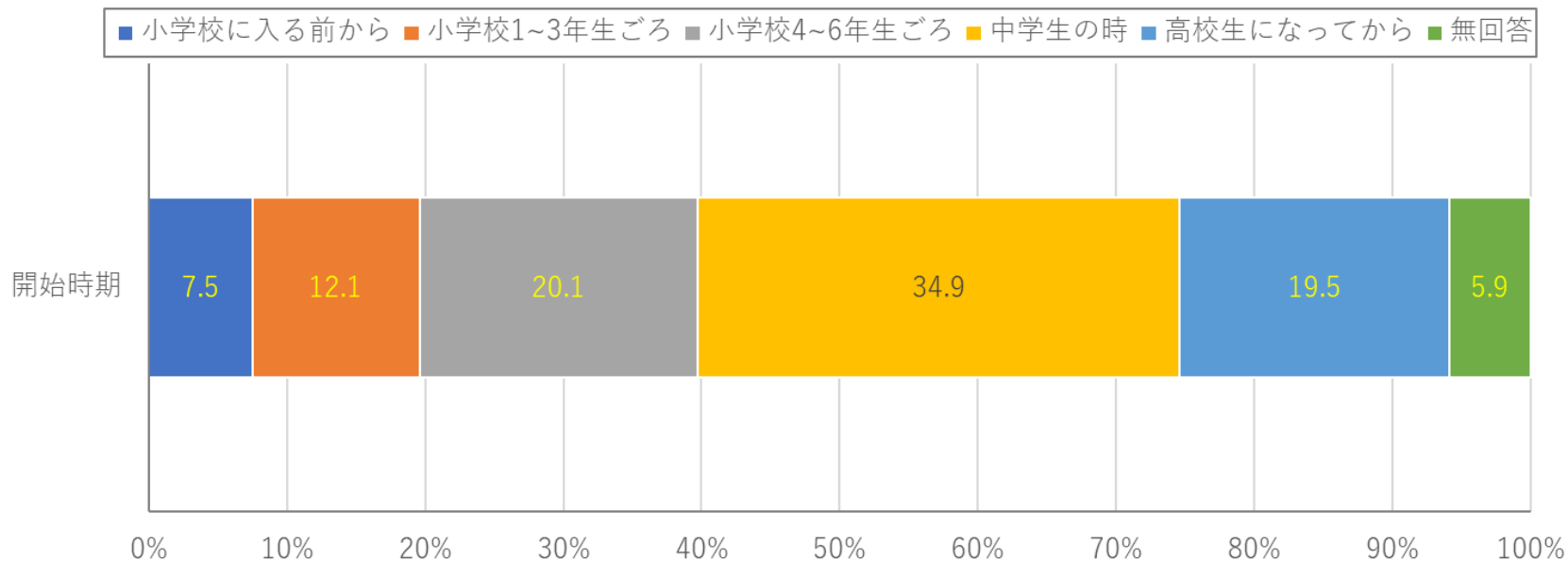


注)本集計はヤングケアラー本人(1,969人)に対して行っている。

3-4 ケアの開始時期

- ケアの開始時期（N=1,969）をみると、「中学生の時」（N=688）が34.9%と最も高く、次いで「小学校4~6年生ごろ」（N=395）20.1%、「高校生になってから」（N=383）19.5%、「小学校1~3年生ごろ」（N=238）12.1%の順であった。

図表3-4. ケアの開始時期の割合



	小学生に入る前から	小学校1~3年生ごろ	小学校4~6年生ごろ	中学生の時	高校生になってから	無回答
ヤングケアラー総数 (N=1,969)	148	238	395	688	383	117
割合 (%)	7.5	12.1	20.1	34.9	19.5	5.9

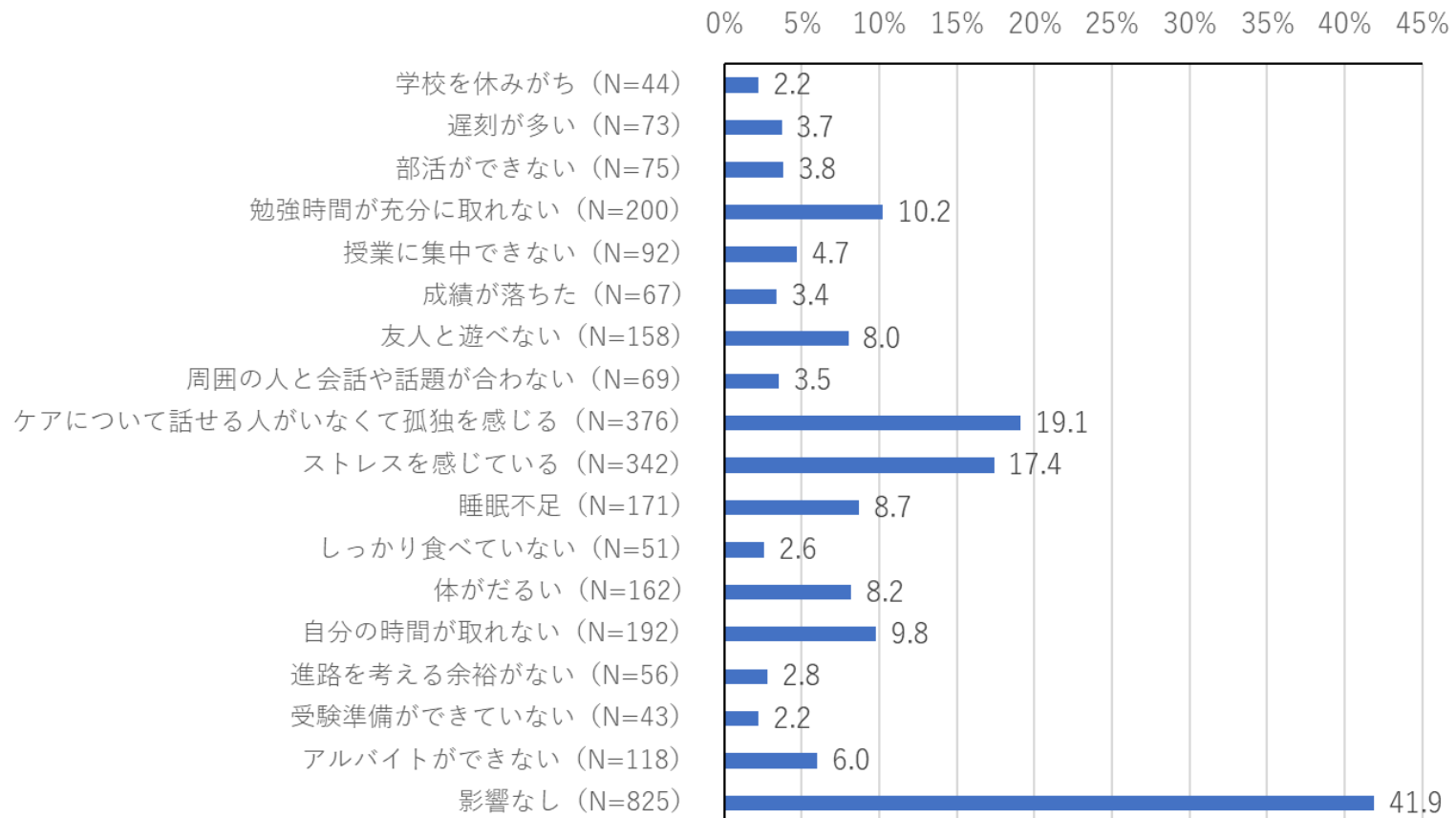
注)本集計はヤングケアラー本人(1,969人)に対して行っている。

4-1 学校生活への影響

- 学校生活への影響（N=1,969）をみると、「影響なし」（N=825）が41.9%と最も高く、次いで「孤独を感じる」（N=376）19.1%、「ストレスを感じている」（N=342）17.4%、「勉強時間が充分に取れない」（N=200）10.2%の順であった。

図表4-1. 学校生活への影響(複数回答)

単位：%

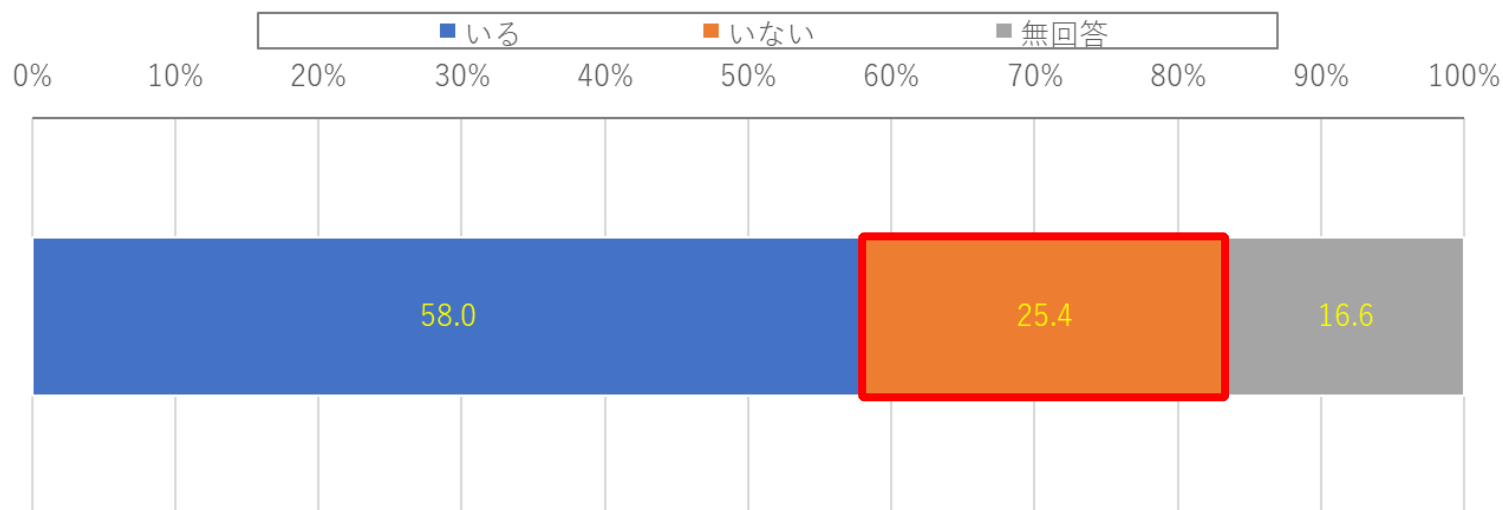


注)本集計はヤングケアラー本人(1,969人)に対して行っている。

4-2 ケアに関する悩みや不満を話せる人の有無

- ケアに関する悩みや不満を話せる人の有無（N=1,969）をみると、「いる」（N=1,142）が58.0%と最も高く、次いで「いない」（N=501）25.4%であった。

図表4-2. ケアに関する悩みや不満を話せる人の有無の割合



	いる	いない	無回答
ヤングケアラー総数 (N=1,969)	1,142	501	326
割合 (%)	58.0	25.4	16.6

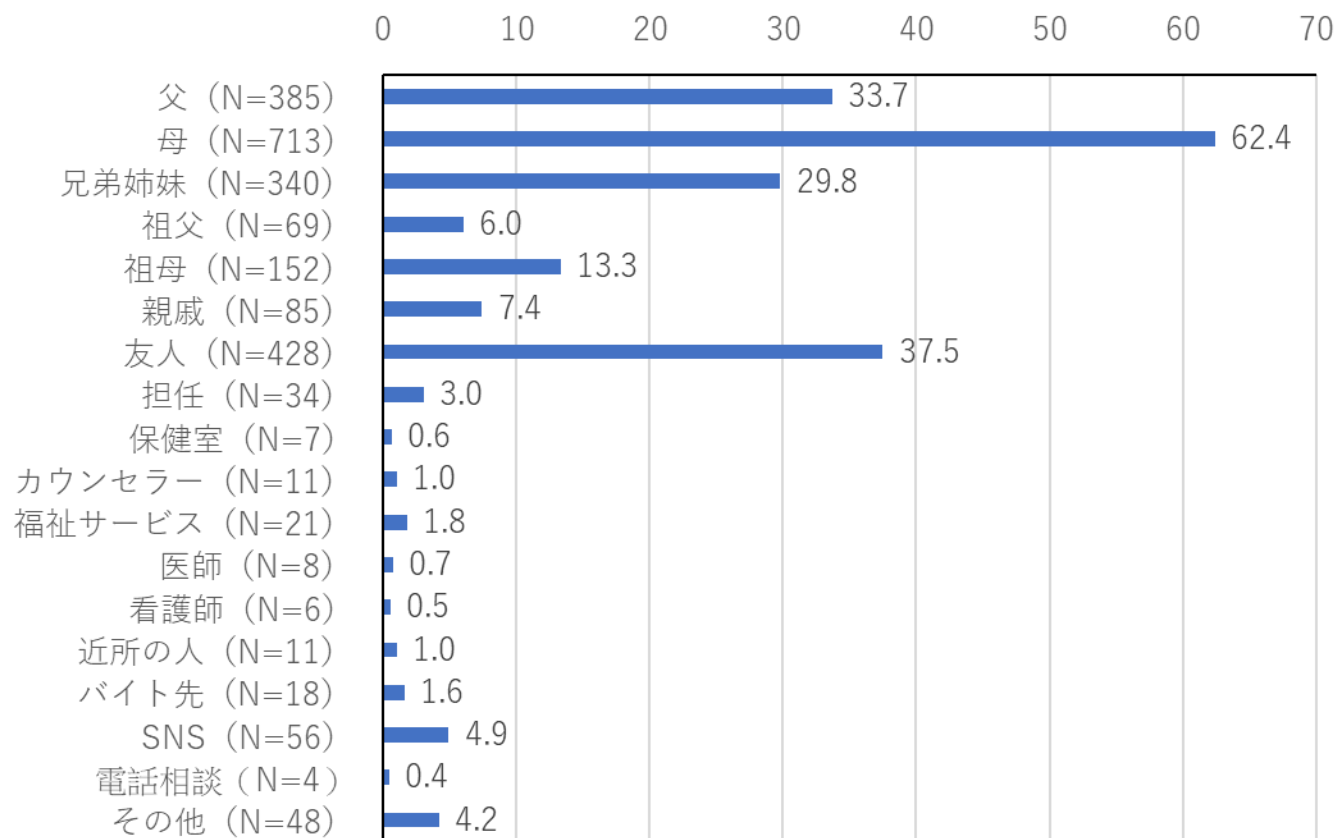
注)本集計はヤングケアラー本人(1,969人)に対して行っている。

4-3 ケアの相談相手

- 相談相手(N=1,142)をみると、「母」(N=713)が62.4%で最も高く、次いで「友人」(N=428)が37.5%、「父」(N=385)が33.7%、「兄弟姉妹」(N=340)が29.8%の順であった。

図表4-3. ヤングケアラーにおけるケアの相談相手(複数回答)

単位:%



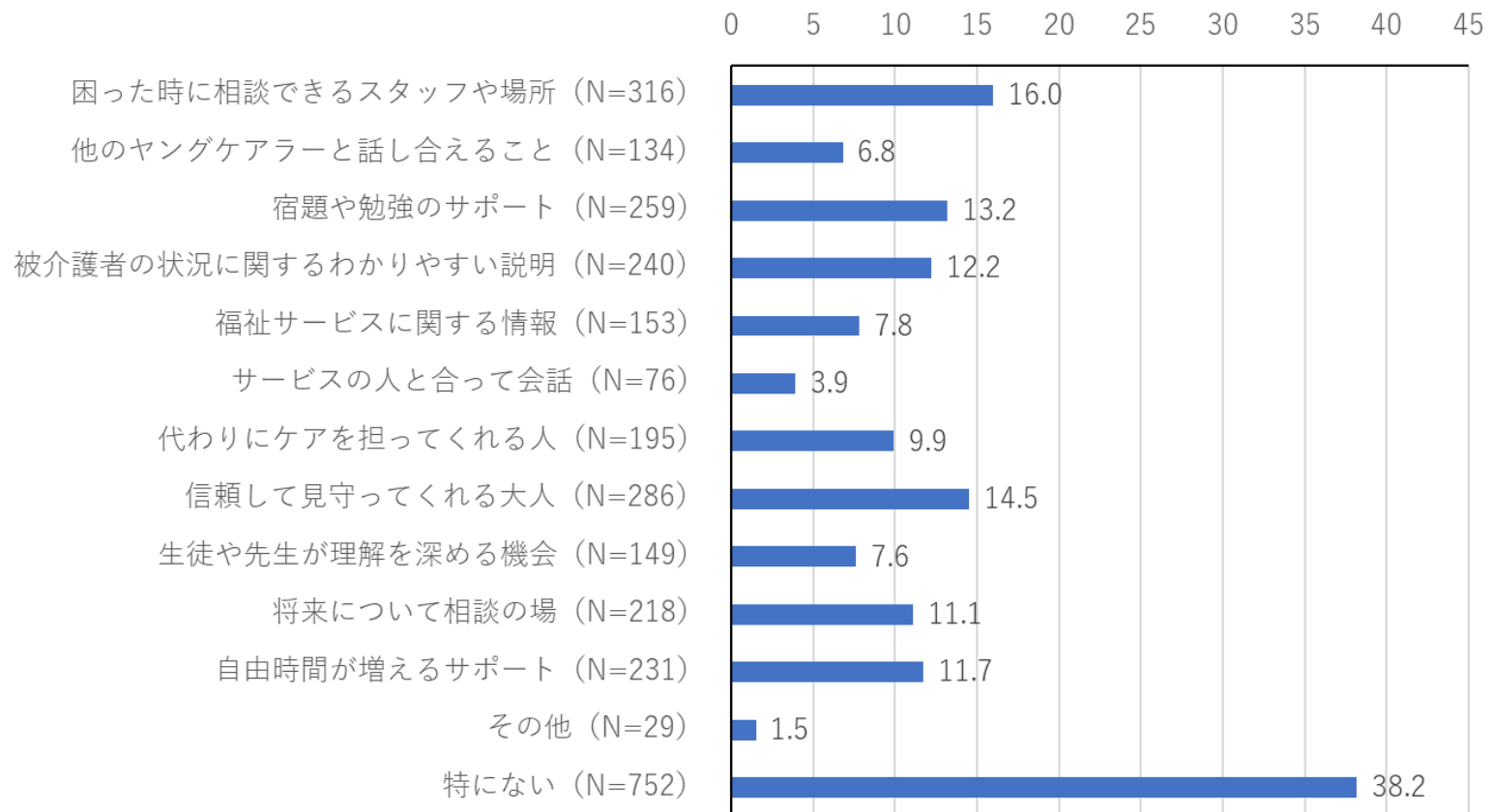
注)本集計はケアに関する悩みや不満を話せる人がいるヤングケアラー本人(1,142人)に対して行われている。

5-1 ヤングケアラーが望むサポート

- 望むサービス(N=1,969)をみると、「特にない」(N=752)が38.2%で最も高く、次いで「困った時に相談できるスタッフや場所」(N=316)が16.0%、「信頼して見守ってくれる大人」(N=286)が14.5%、「宿題や勉強のサポート」(N=259)が13.2%の順であった。

図表5-1. ヤングケアラーが望むサービス(複数回答)

単位：%



注)本集計はヤングケアラー本人(1,969人)に対して行われている。

7-2 感想、学校や行政に求める支援、悩みや要望（自由意見1）

● アンケートに関する感想、学校や行政に求める支援、悩み、要望などについて、主な意見は以下のとおりであった。

- ヤングケアラーという言葉自体初めて聞きました。
- 私は3ヶ月間母が入院しており重い病気であったため、毎日往復2時間かけてお見舞へ行き、家事の6～7割を担っていました。兄や姉がいましたが中々手伝ってくれなかったので勉強への負担が大きかったです。何か負担が減る支援があれば安心だと思います。
- 私はケアをすることが負担になっていたとは感じなかったけど、様々な状況の中でケアをし、負担になってしまっている人がいるなら、もっと周りの人の理解を深めることができる機会を設けたり、支援をしてくれる環境を整備すべきだと思います。
- 私の姉は、ダウン病ですが、そんなに重くなく、一緒にお話したり行動できたりしますが、重い病気を持っている人を世話している人達がたくさんいます。だから、少しでもその人達が気持ちを楽にできるように色々なサポートを作った方がいいと思います。
- 父や母が祖母のお世話を沢山していて、私はあまり手伝えないのが申し訳ないです。自分はちょっとしたことでイライラしてしまうので、祖母にも皆にも悪いなと思ってしまいます。同じ境遇の人がいることを知ることができればもっとがんばろうと思える気がします。
- 半年前のことを思い出すと少し悲しくて手が止まったけれど、なんとか答えられました。ヤングケアラーのことを初めて知ったので、困っている人がいたら助けられるようにしたいと思います。
- 自分の親が日本人でないことがコンプレックスに思ったりすることもあります。親と上手く話せなかったり、人との生活習慣が違ったり、親戚の人がきたとき会話できなかったり、話せる姉と比較されたり、様々な悩みがあります。みんなと同じ生活をおくりたいです。
- 私は障害者の兄がいます。周りとは少し違いますが、それでも頑張っている兄を見ると勇気がもらえます。なので、今不安に思っていることは特にありません。
- 突然ヤングケアラーが大変だとか、支援が必要と言われても、本当に大変な人はできるだけそっとしておいてほしいと思う。学校でヤングケアラーという人が自分たちの周りにいるということを教えるのは良いことだとは思いますがそれによってへんに気をつかわれたりすると息抜きのある学校までも失ってしまう。それでもヤングケアラーを手助けしたいならば正しい知識を広めてほしい。

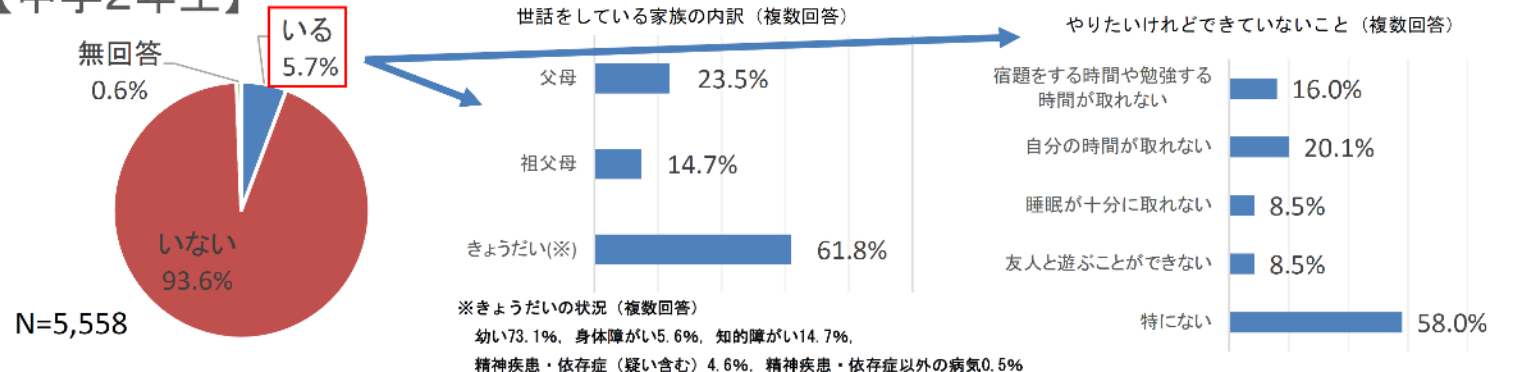
7-2 感想、学校や行政に求める支援、悩みや要望（自由意見2）

- ヤングケアラーの高校生の交流会をして悩みを打ち明け相談し合いたい。
- この間テレビでヤングケアラーという言葉を知りました。今年の夏に祖母が亡くなって、それまでは私も母や姉と一緒に介護をしていました。アンケート程の負担は私にはなかったと思いますが、自分がヤングケアラーという存在だったことを初めて知り、少し救われる気持ちでした。
- 自分にとって負担がないとは言えませんが、何より弟が大好きなので、ケアについての不満は特にありません。
- 体験したことがないと分からない悩みなどがあると思うので、気軽に相談できる場所やサイトなどを作ったほうが良いと思う。
- 最近はコロナウイルスにより、マスクの着用が義務づけられているのですが、障害をもつ人たちはマスクをつけていられないこともあるのでまわりの人の理解をしてほしい。
- 私は中学2年生からヤングケアラーでした。最初はストレスを感じる事が多く、たおれたりもしたことがあります。けど、そのおかげで、家族でいつも食卓を囲んで笑ってごはんを食べることができて、家族みんなでいれる時間が増え、今、とても幸せです。この家族の輪が壊れぬよう、良い環境であってほしいと思います。
- 私の母が倒れた時、先生は私を気にしてくれました。しかし、それがかえて「しっかりやらなきゃ」というプレッシャーで、特別あつかいされるのがストレスだったので、このアンケートで、そういう人たちへの関わり方を考えてほしいと感じました。
- ケアを家族の誰かがやらなくてはいけないが時間が重なり、遅刻あつかいになってしまうのが困る。
- 学校の先生とかに悩み相談とかしづらいから、相談しやすいような雰囲気をつくってほしい。
- ケアをしている人の中には、「まわりには言わないでくれ」と言われる人もいると思う。（知られたら冷たい目で見られる、「そんな病気たいしたことないでしょ」と理解のない人が言うといった理由から。）
- 自分の将来が心配です。今、父をすぐに支えられるのが祖母と自分だけなので、この先就職や結婚などどう行動すべきか全くわかりません。今は学校に行ってる間に、祖母が世話をしていて、お金の方も父の仕事場が2年間見てくれているので生活は安定しています。今心配なのはこの先の生活です。
- もっとたくさんの人に障害について知ってほしい。障害だからと差別しないで地域の人々で支え合っていけるようにしたい。

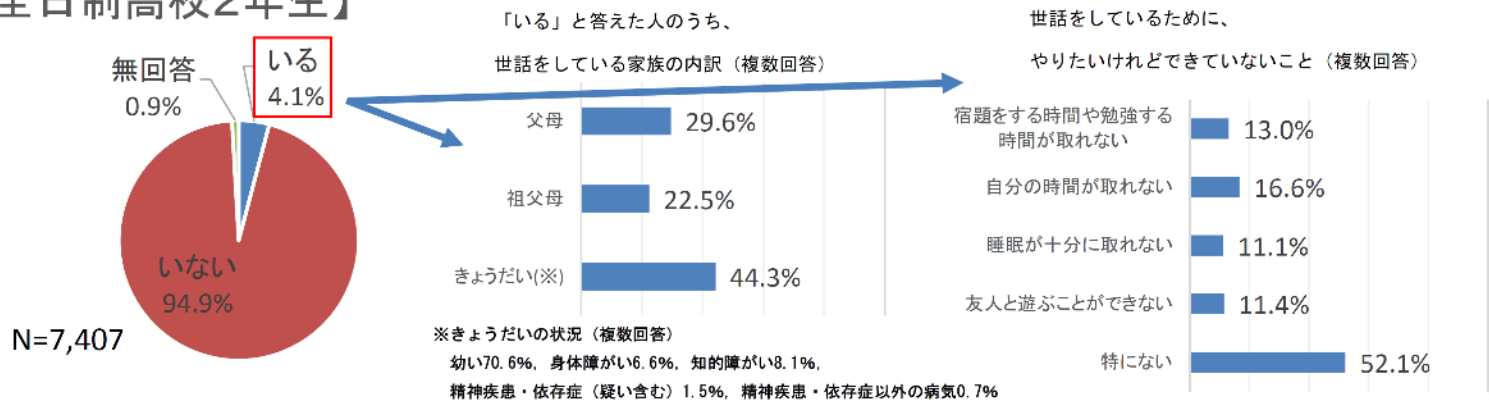
参考 国の調査結果（中学2年生、高校2年生）

○ 世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生は4.1%

【中学2年生】



【全日制高校2年生】

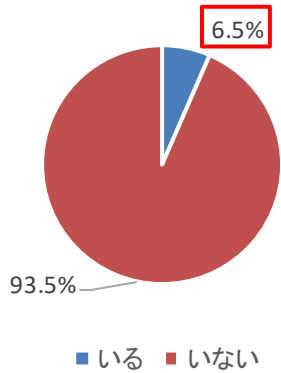


「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（令和3年3月） 三菱UFJリサーチ&コンサルテ

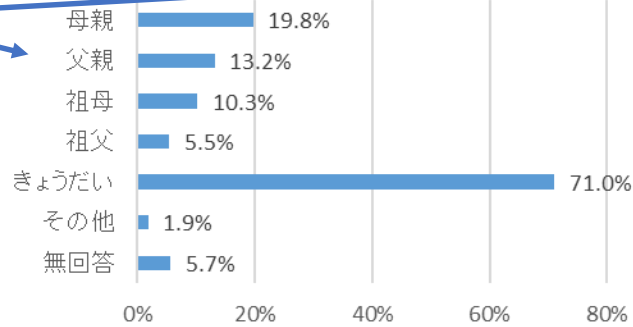
参考 国の調査結果（小学6年生、大学3年生）

○世話をしている家族が「いる」と回答したのは、小学6年生が6.5%、大学3年生は6.2%

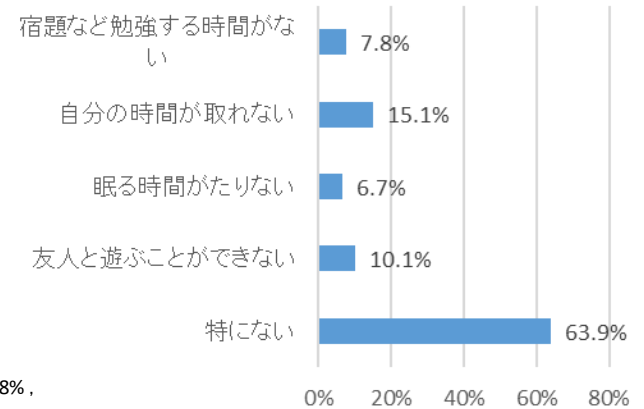
【小学6年生】



「いる」と答えた人のうち、世話をしている家族の内訳（複数回答）



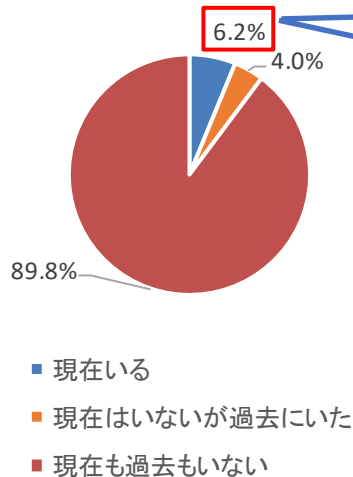
世話をしているためにやりたいけれどできないこと（複数回答）



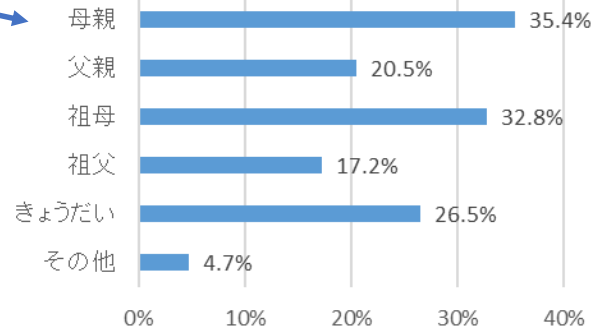
※きょうだいの状況（複数回答）

幼い73.9%、知的障がい4.9%、介護（食事や身の回りのお世話）が必要3.8%、病気2.9%、身体障がい2.0%、わからない8.5%

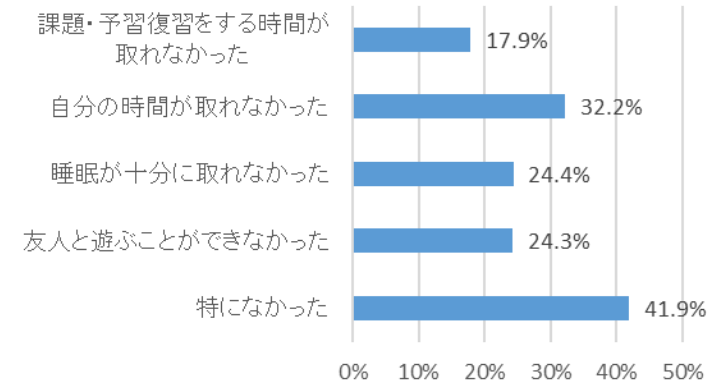
【大学3年生】



「いる」と答えた人のうち、世話をしている家族の内訳（複数回答）



世話をしていることで、やりたかったができなかったこと、あきらめたこと（複数回答）



※母親の状況（複数回答）

精神疾患（疑い含む）28.7%、依存症（疑い含む）5.7%、それ以外の病気（疑い含む）14.9%、日本語を第一言語としない14.9%、身体障がい11.5%、要介護8.3%、高齢（65歳以上）7.7%

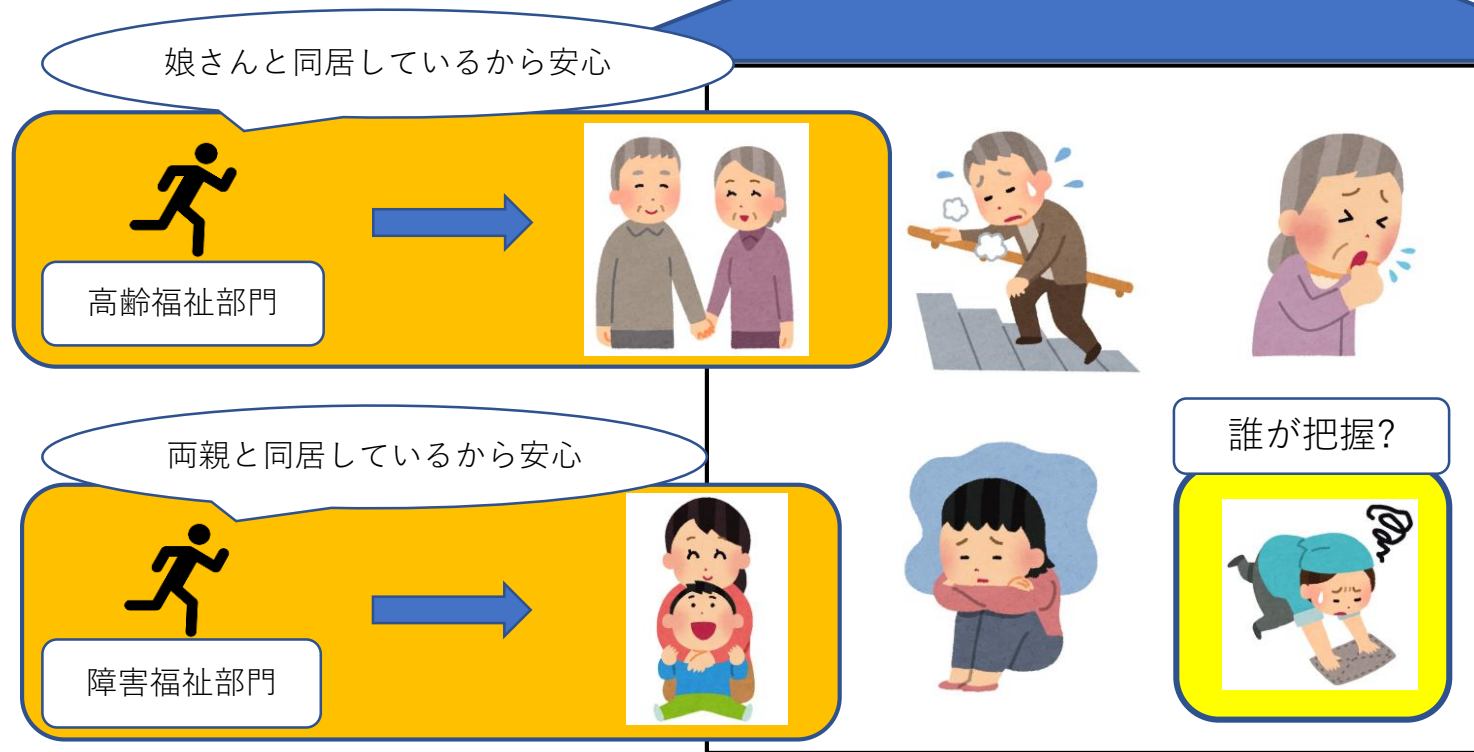
4 ヤングケアラーの支援にあたって

ヤングケアラーのことをよりよく理解するためのヒント

- ・ヤングケアラーは、成長や発達の中でケアを担うため、年齢に合わない過度な負担を子ども時代に負った場合、その後の人生にまで影響を受けることがある。
- ・子どもは自分の家庭しか知らずに育つことが多く、客観的な視点も持ちにくいことから、自分の担う家庭内役割が他と異なることに気づきにくく、現在の状況が当たり前だと感じていることが少なくない。
- ・本人や家族に自覚がない状態では、自分からサポートを求めることも難しい。
- ・家庭のことを知られたくないと思っていることも多い。家族に病気や障害を抱えた人がいることを恥ずかしいと捉えている場合や口止めされている場合もあり、家庭のことは隠すべきものと思っていることもある。
- ・本人としてはケアをしたくないわけではなく、負担になっていても大切な家族のために自分からケアをしたいという想いがあることも少なくない。ケアすることを否定されると自分がしてきたことを否定されたように思ってしまうこともある。
- ・ケアをしている状況について可愛そうと憐れまれることを嫌がる場合もある。家族をケアすることで優しくなる、責任感が芽生える等の良い側面もあり、単純に悪いことだと思われたくない。ケアを受けている家族を悪く言われたくないと感じている場合も多く、ヤングケアラーの役割を子どもに担わせているという理由で家族が責められることで本人も傷つく可能性がある。
- ・信頼できる大人はいないと思っていることもある。大人に助けられた経験が少なく、人に頼ろう、相談しようという発想がない場合もある。
- ・家族が時間的、精神的に余裕がないことも多く、本人は話を聞いてもらう機会が少ない場合もある。
- ・大人の役割を担うことで他の子どもと話が合わないことや大人びていることがあり、また、現実的に遊ぶ時間がないこともあって、孤独を感じやすい。

連携して行う支援を行う必要性

例：精神障害を抱える母親とその子どもの場合



毎日学校に来てるから問題ない



学校

いつもお手伝いをしていて偉い!



地域

連携して行う支援の在り方・姿勢（連携支援十か条）

- 一 ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること
- 二 緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭に支援を入れようとすることはせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であることを各機関が理解すること
- 三 ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを、各機関が協力して検討すること
- 四 支援開始から切れ目なく、また、ヤングケアラー本人や家族の負担になるような状況確認が重複することもなく、支援が包括的に行われることを目指すこと
- 五 支援を主体的に進める者(機関)は誰か、押しつけ合いをせずに明らかにすること
- 六 支援を進める者(機関)も連携体制において協力する者(機関)も、すべての者(機関)が問題を自分事として捉えること
- 七 各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解し、共通した目標に向かって協力し合うこと
- 八 既存の制度やサービスで対応できない場合においても、インフォーマルな手段を含め、あらゆる方法を模索するとともに、必要な支援や体制の構築に向けて協力すること
- 九 ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、意思決定のためのサポートを忘れずに本人や家族を気にかかけ、寄り添うことが重要であることを各機関が理解すること
- 十 円滑に効果的に連携した支援を行う事ができるよう、日頃から顔の見える関係作りを意識すること

ヤングケアラーに気づくためのポイント

分野（場所）等	きっかけの例
教育・保育 （学校、保育所等）	<p>本人の健康上に問題がなさそうだが欠席が多い、不登校である</p> <p>遅刻や早退が多い</p> <p>保健室で過ごしていることが多い</p> <p>提出物が遅れがちになってきた</p> <p>持ち物がそろわなくなってきた</p> <p>しっかりしすぎている</p> <p>優等生でいつも頑張っている</p> <p>子ども同士よりも大人と話が合う</p> <p>周囲の人に気を遣いすぎる</p> <p>服装が乱れている</p> <p>児童・生徒から相談がある</p> <p>家庭訪問時や生活ノート等にケアをしていることが書かれている</p> <p>保護者が授業参観や保護者面談に来ない</p> <p>幼いきょうだいの送迎をしていることがある</p>

ヤングケアラーに気づくためのポイント

分野（場所）等	きっかけの例
高齢者福祉 （高齢福祉事業所、 地域包括支援セン ター、自宅等）	家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある 日常の家事をしている姿を見かけることがある
障害福祉 （障害福祉サービ ス事業所、基幹相談支 援センター・相談支 援事業所、自宅等）	家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある 日常の家事をしている姿を見かけることがある
生活保護、生活困窮 （福祉事務所、生活 困窮者自立支援機関、 自宅等）	家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある （生活保護担当職員による対応時等） 家庭訪問時や来所相談時に常に傍にいる
医療 （病院、診療所、自 宅等）	家族の付き添いをしている姿を見かけることがある （平日に学校を休んで付き添いをしている場合等） 来院時の本人の身なりが整っていない、虫歯が多い 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある （往診時等）

ヤングケアラーに気づくためのポイント

分野（場所）等	きっかけの例
地域	<p>学校へ行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある</p> <p>毎日のようにスーパーで買い物をしている</p> <p>毎日のように洗濯物を干している</p> <p>自治会の集まり等、通常大人が参加する場に子どもだけで参加している</p> <p>民生委員・児童委員による訪問時にケアの状況を把握する</p> <p>子ども食堂での様子に気になる点がある</p>
就労（勤務先等）	<p>生活のために（家庭の事情により）就職している</p> <p>生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている</p>
その他	<p>家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある （保健師による家庭訪問時、物資支援時等）</p> <p>ごみ問題の発生</p> <p>家賃不払いにより自宅を退去</p> <p>子どもが親の通訳をしている</p> <p>教育支援センター（適応指導教室）で児童・生徒から家族のケアに関する相談がある</p> <p>児童家庭支援センター等において、家族のケアを行う子どもに関する相談がある</p>

4 埼玉県ケアラー支援条例と 埼玉県ケアラー支援計画 について

埼玉県ケアラー支援条例

全国初のケアラー支援に関する条例として、令和2年3月31日に公布・施行

目的（第1条）

ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってすべてのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指す。

定義（第2条）

ケアラー
高齢、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者

ヤングケアラー
ケアラーのうち、18歳未満の者

基本理念（第3条）

ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。

ケアラーの支援は、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。

ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。

県の責務（第4条）

・ケアラー支援に関する施策の実施等

県民・事業者の役割（第5・6条）

- ・ケアラー支援の必要性の理解
- ・県・市町村の施策への協力
- ・従業員の勤務の配慮・支援

関係機関の役割（第7・8条）

- ・県・市町村の施策への協力
- ・日常的に（ヤング）ケアラーに関わる可能性の認識、健康状態・教育機会の確保の確認、支援の必要性の把握

推進計画（第9条）

- ・（ヤング）ケアラーの支援に関する基本方針
- ・（ヤング）ケアラーの支援に関する具体的施策等

主要な施策等（第10条～第14条）

- ・広報啓発活動
- ・民間支援団体等による支援推進のための情報提供等
- ・支援を担う人材の育成
- ・支援体制の整備
- ・必要な財政上の措置

埼玉県ケアラー支援計画

計画の根拠・策定の趣旨

(根拠)
○ 埼玉県ケアラー支援条例に基づく計画

(趣旨)
○ ケアラーやヤングケアラーの支援に関する事項を定める

計画期間

令和3～5年度

基本理念

全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現

現 状

- 介護者数 34万3,400人(平成29年)
(県内15歳以上の5.4%)
「就業構造基本調査」(総務省)
- ヤングケアラー 1,969人
(県内高校2年生の4.1%)
「ヤングケアラー実態調査」(埼玉県)
- ケアラーの認知度 17.8%
ヤングケアラーの認知度 16.3%
「県政サポーターアンケート」(埼玉県)

課 題

- 社会的認知度の向上
- 情報提供と相談体制の整備など支援体制の構築
- 孤立の防止
- 支援を担う関係機関の人材の育成
- ヤングケアラー支援体制の構築

施 策

ケアラーを支えるための広報啓発の推進

ケアラーに関する啓発活動

行政におけるケアラー支援体制の構築

相談支援体制の整備

多様なケアラーへの支援

子育てしながら介護を担うダブルケアへの支援

ケアラーの生活支援

地域におけるケアラー支援体制の構築

ケアラーが孤立しない地域づくり

地域の見守り体制・地域住民同士の助け合いの拡充

仕事と介護の両立支援の推進

ケアラーを支える人材の育成

ケアラー支援への対応能力向上・連携強化

ケアラー支援を担う県民の育成

ヤングケアラー支援体制の構築・強化

教育機関等によるヤングケアラー支援体制の構築

地域におけるヤングケアラー支援体制の構築

主な取組・数値目標

- ケアラー支援に関する集中的な広報啓発期間の創設など、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体が連携した啓発活動
 - ◆ケアラーに関する認知度
【17.8%(R2年度)→70%(R5年度)】
 - ◆ヤングケアラーに関する認知度
【16.3%(R2年度)→70%(R5年度)】

- 市町村におけるケアラーへの相談支援体制の構築
 - ◆ワンストップ型総合相談窓口や複合課題を調整するチームの設置市町村数
【26市町村(R2.4.1)→全市町村(R6.4.1)】
- 認知症、高齢者、障害者、高次脳機能障害、医療的ケア児等をケアするケアラーへの支援
- 地域子育て支援拠点の整備と質の充実
- 生活困窮状態にあるケアラーへの自立支援

- 市町村、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域の団体等による介護者サロンの立ち上げ・運営支援
 - ◆介護者サロンを設置する市町村数
【53市町村(R2.10.1)→全市町村(R6.4.1)】
- 民生委員・児童委員のケアラー支援に関する理解促進
- 県内企業の雇用環境整備や支援制度導入に関する助言

- 地域包括支援センター職員等に対するケアラーからの相談対応研修の実施
 - ◆ケアラー支援を担う人材育成数
【3,000人(R3年度～R5年度の累計)】
- 県政出前講座等による住民や関係団体へのケアラー支援の必要性を啓発

- 教職員対象研修の充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに対する研修による理解促進
- 教育機関と福祉部門の連携を図るための検討の場の設置
 - ◆ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修の受講者数
【1,000人(R3年度～R5年度の累計)】

ケアラー支援のための主な施策

1 ケアラーを支えるための広報啓発の推進

- ・ケアラー月間（11月）での集中的な啓発
- ・ヤングケアラーハンドブックの作成
- ・啓発リーフレット、マンガの発行、WEB公開の公開



2 行政におけるケアラー支援体制の構築

- ・地域包括ケア総合支援チームによる支援
ケアラーからの相談などに対応するため、重層的な支援体制（包括的な相談支援の体制）の整備に取り組む市町村に地域包括ケア総合支援チームによる支援やアドバイザーの派遣

3 地域におけるケアラー支援体制の構築

- ・介護者サロン事例集の作成
ケアラー同士で話し合える高齢者や認知症、障害者などの対象別のサロンの立ち上げ・運営方法をまとめたマニュアルを作成し、NPOなどによるサロン立ち上げを促進

4 ケアラーを支える人材の育成

- ・ケアラー支援関係機関向け研修
- ・ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修

5 ヤングケアラー支援体制の構築

- ・ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修（再掲）
- ・ヤングケアラーオンラインサロンの設置
- ・ヤングケアラー支援推進協議会の設置
- ・主任児童委員、民生・児童委員、子どもの居場所運営者向けの研修の実施
- ・ヤングケアラーLINE相談窓口の設置

詳しくは、県HPへ！
啓発物も掲載しています。



令和4年度新規事業

広報啓発の推進 ～ケアラー月間～

キャッチコピー

誰かを支えるあなたも支える

県内各地でメッセージ動画を放映



放映場所

- ・市町村庁舎(22市町)
- ・埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫の各店舗
- ・イオン(浦和美園・川口・上尾・ふじみ野・羽生)
- ・ステラタウン(さいたま市北区)
- ・埼玉スタジアムオーロラビジョン(浦和レッズ戦)
- ・熊谷ラグビー場オーロラビジョン(大学ラグビー対抗戦)
- ・熊谷スポーツ文化公園陸上競技場(WEリーグ)
- ・埼玉高速鉄道車内 ほか

ハリー杉山さん

僕も「ケアラー」でした。
周りの理解や手助け、そして自分を大切にすることがすごく大事です。
SOSを出しても良いんです！ケアラーについて知ってもらうことが重要です。

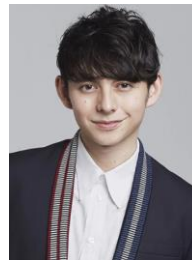
トークイベント「ケアラーについて、今知ってほしい」

日時 11月21日(月)14:30～16:00

場所 県民健康センター

内容 元ケアラーの3人による経験談
を交えたトークショー

(11月末～12月末 動画配信予定)



ハリー杉山氏



宮崎成悟氏
((一社)ヤングケアラー協会)



藤木和子氏
(弁護士・全国障害者とともに
歩む兄弟姉妹の会副会長)

普及啓発に関する取組 ～ヤングケアラーハンドブック～



県ホームページ



Book Shelf 埼玉

- 小学校4年生から高校3年生までの県内全ての児童・生徒と教職員に配布
- 児童の成長段階に合わせ、高校生編、中学生編、小学生編の3種類を作成
- 高校生編、中学生編はヤングケアラーや周囲の友人に向けたメッセージを掲載
- 小学生編は、信頼できる大人に伝えるために切り離し可能な「伝えたいことカード」を添付



普及啓発に関する取組 ～ヤングケアラーサポートクラス～

- 県立学校、市町村立中学校において児童生徒に対し、大学教員等による講演と元ヤングケアラーによる体験談を公表
- 学校教職員に対し、福祉、教育行政担当者による学校における相談支援に関する研修を実施



令和3年7月19日(月)
県立草加西高校(草加市)



令和3年11月12日(金)
市立大谷中学校(上尾市)

普及啓発に関する取組 ～その他県民向け啓発～

県民向け啓発リーフレット

知られていません
「ケアラー」のこと



ケアラーとは、
家族などの身近な人に対して、
介護で介護、看護、日常生活上の
お世話を援助をしている方です。

表紙
埼玉県
埼玉県介護支援センター
埼玉県介護支援センター
埼玉県介護支援センター

(表)

ケアをしている
子どもたちがいます



「ヤングケアラー」を
知っていますか？

ヤングケアラーとは、家族など身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活のお世話を援助をしている若年者の方です。

表紙
埼玉県
埼玉県介護支援センター
埼玉県介護支援センター
埼玉県介護支援センター

ケアラーは特別な存在ではなく、誰もがなりうる身近なことです

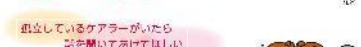
誰にも相談できず、孤立している
ケアラーがいるかもしれません

ケアラーとは、家族などの身近な人に対して、介護で介護、看護、日常生活上のお世話を援助をしている方です。若年者の方でも、高齢者の方でも、障害のある方でも、誰でもケアラーになることができます。



例えば、こんな方が
あなたに寄りませんかね？

- ・高齢者や障害のある方と暮らしている
- ・仕事を休んで介護や看護をしている
- ・家族や身近な人に対して、介護や看護のお世話をしている



孤立しているケアラーがいたら
声を掛けてあげてほしい

介護や看護のお世話をしている方に対して、介護で介護、看護、日常生活上のお世話を援助している方です。若年者の方でも、高齢者の方でも、障害のある方でも、誰でもケアラーになることができます。



相談先など
埼玉県介護支援センター
埼玉県介護支援センター
埼玉県介護支援センター

埼玉県
埼玉県介護支援センター
埼玉県介護支援センター
埼玉県介護支援センター



以下欄 ケアラー支援

(裏)

誰にも相談できず、孤立している
ヤングケアラーがいるかもしれません

ヤングケアラーとは、家族などの身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活のお世話を援助している若年者の方です。若年者の方でも、高齢者の方でも、障害のある方でも、誰でもケアラーになることができます。



ヤングケアラーは以下のようなケアをしています

- ・高齢者や障害のある方と暮らしている
- ・仕事を休んで介護や看護をしている
- ・家族や身近な人に対して、介護や看護のお世話をしている

ヤングケアラーに関する相談

相談先など
埼玉県介護支援センター
埼玉県介護支援センター
埼玉県介護支援センター

埼玉県
埼玉県介護支援センター
埼玉県介護支援センター
埼玉県介護支援センター

以下欄 ケアラー支援

ケアラー支援WEB講座（県民向け）

ケアラー、ヤングケアラーへの理解を深めて
いただくため、当事者によるケアの体験談を
まとめた動画を制作

YouTubeにより一般公開（R3.2月～）



地域包括ケアマンガ ～みんないつかは年をとる～

「地域包括ケアシステム」について理解を深めるマンガを、
全11巻でわかりやすく紹介しています。

第8巻 介護者支援編

第9巻 ヤングケアラー編



県ホームページ



Book Shelf 埼玉

孤立しない地域づくりに関する取組 ～介護者サロン～

令和3年度 ケアラー総合支援事業

関係機関・民間団体等による 介護者サロン事例集 ～立ち上げ・運営マニュアル～



埼玉県マスコット「コバトン&さいたまっち」

＜事例集の内容＞

1. 介護者サロンとは
2. 介護者サロンを立ち上げるには
3. 介護者サロンの運営
4. 地域包括支援センター・社会福祉協議会運営のサロン
5. 住民運営のサロン
6. 参考資料の一覧



県ホームページ



介護者サロン「ケアラズサロン輝」の様子

ケアラー支援に関わる人材育成に関する取組

ケアラー支援関係機関向け研修 「地域でケアラーを支えていくために」

- ① 高齢部門向け（オンライン・3回）
地域包括支援センター、市町村
- ② 障害部門向け（オンライン・4回）
障害者相談支援事業所、市町村
 - ・ ケアラーの現状と支援のあり方など（講義）
 - ・ ケアラー支援の検討（グループ討議）
- ③ その他市町村、市町村社会福祉協議会
ほか関係機関（限定動画配信）
 - ・ ケアラー支援の全体像（講義）
 - ・ 多機関協働でのケアラー支援（事例発表）

ヤングケアラー支援のための 教育・福祉合同研修

- ・ ヤングケアラーの現状、支援方法に関する講義
 - ・ 教員・市町村教育委員会、市町村福祉担当課等によるグループ討議
- （全4回開催）



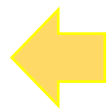
ヤングケアラー オンラインサロン

ヤングケアラーのための
オンラインイベント

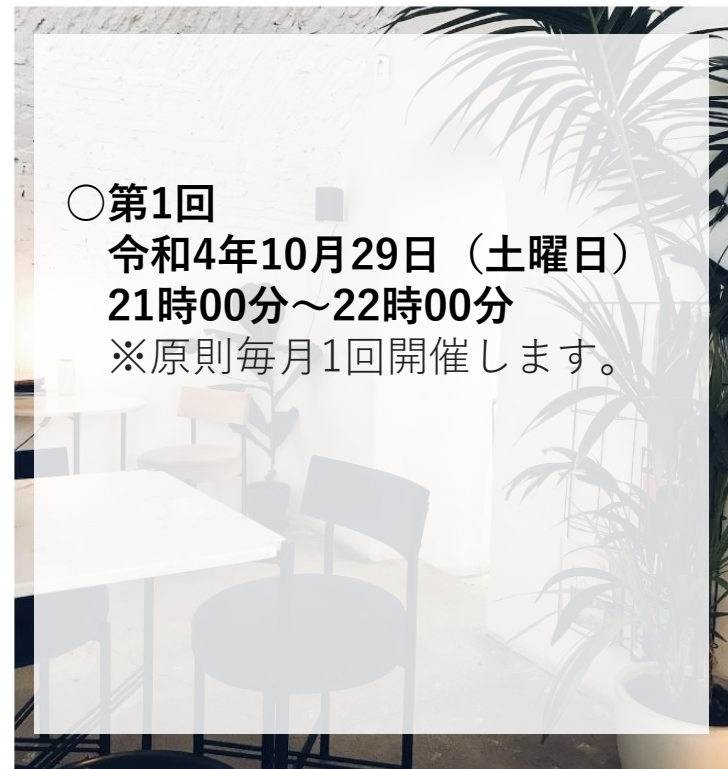
集まれヤングケアラー

主催：埼玉県

運営：ヤングケアラー協会

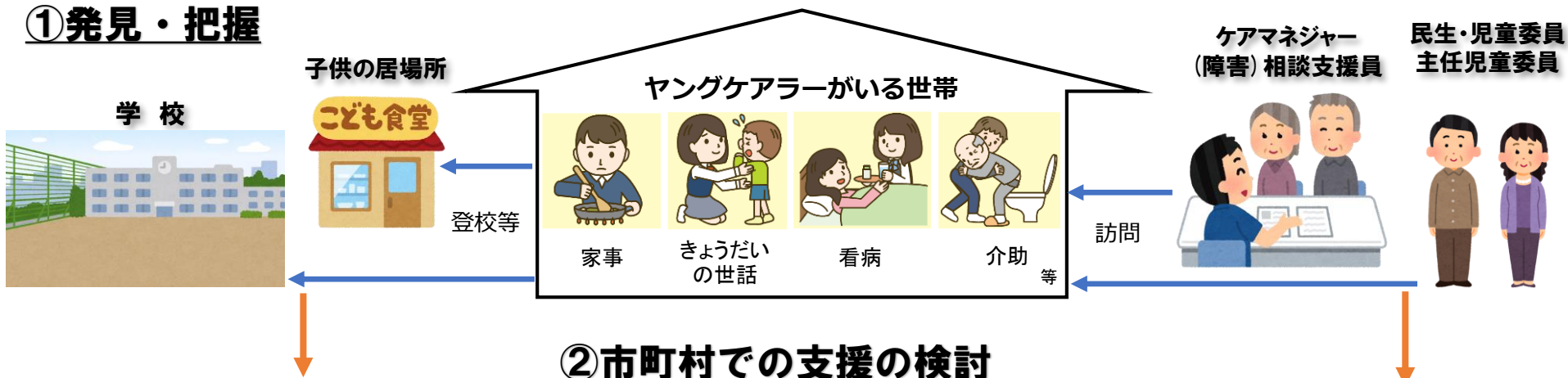


申込みは
こちらから

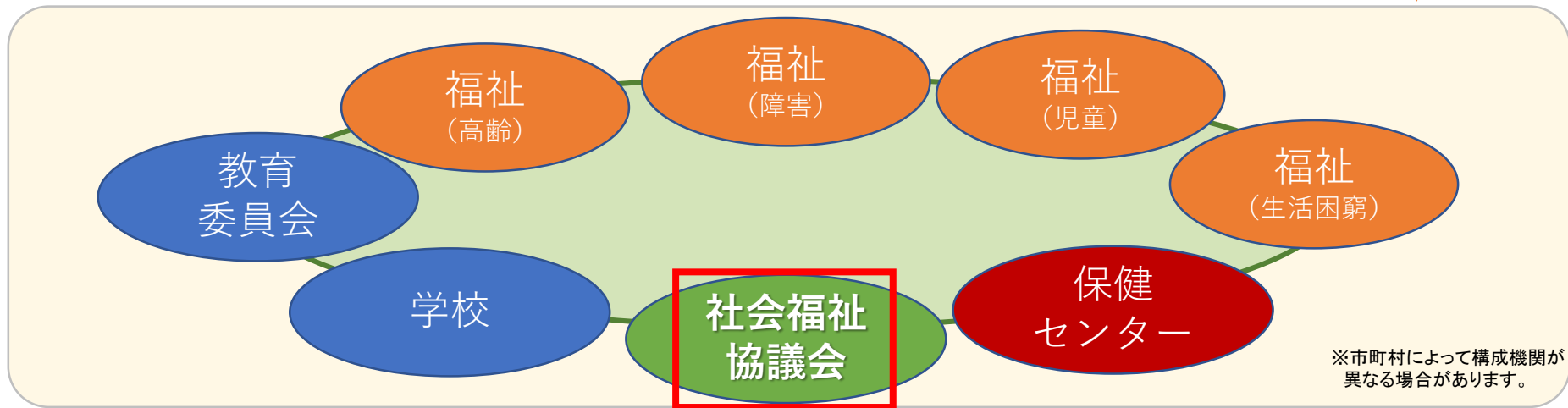


地域でのヤングケアラー支援体制（イメージ）

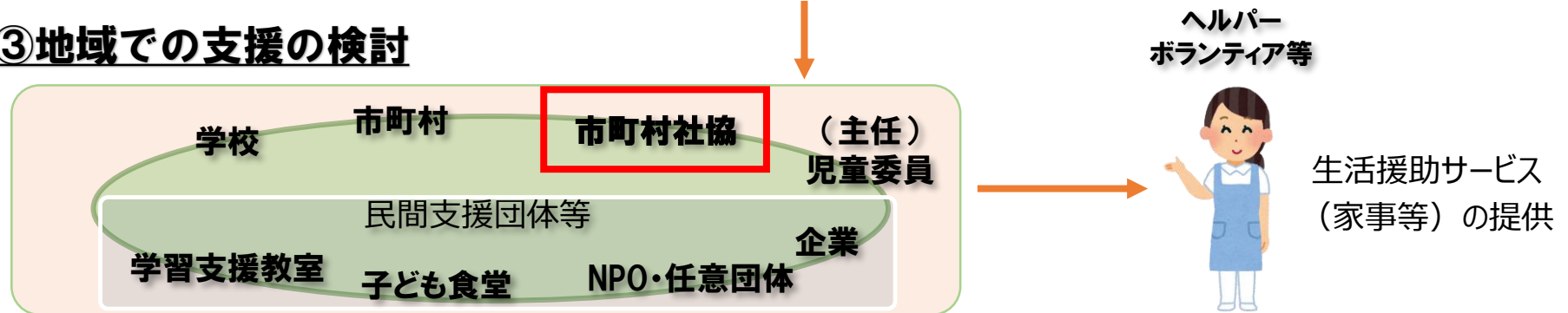
①発見・把握



②市町村での支援の検討



③地域での支援の検討



R4 新規

ヤングケアラー支援推進協議会の設置及び ヤングケアラー支援コーディネーターの設置

埼玉県ヤングケアラー支援推進協議会の概要

県、市町村、社協、教育委員会、民間支援団体等を構成員とした協議会を立ち上げ、ヤングケアラー支援に関する地域における支援体制の整備や生活支援サービスの創出・拡充等を検討

・構成メンバー

立教大学 田中悠美子 助教、埼玉経済同友会、

彩の国子ども・若者支援ネットワーク、埼玉県子ども食堂ネットワーク、埼玉フードパントリーネットワーク

埼玉県民生委員・児童委員協議会、さいたま赤十字病院（精神保健福祉士）、入間市、富士見市、鳩山町、
鴻巣市教育委員会、富士見市教育委員会、川越市社会福祉協議会、鳩山町社会福祉協議会、埼玉県

・検討事項

①ヤングケアラーの支援に関する地域における支援体制整備について

②ヤングケアラーの支援に資する公的サービス以外の生活支援サービスの創出・拡充及びその提供体制づくりについて

ヤングケアラー支援コーディネーターの概要

支援体制や生活支援サービスに関する

市町村・市町村社協との意見交換・助言等を行うとともに、

協議会での議論を踏まえ、市町村における支援のための手引きを作成する。



ヤングケアラー支援体制の構築のための取組について

R4新規

主任児童委員、民生・児童委員、子どもの居場所運営者向けの 研修の実施

ヤングケアラー理解を深め支援を考える研修(仮称)の概要

学校以外の地域でヤングケアラーの発見・把握、支援へのつなぎ役を育成するため、主任児童委員や民間支援団体等
地域で活動しているかた向けに研修を実施する。

・対象者

主任児童委員、民生・児童委員、子どもの居場所運営者、社協職員、地域活動者等

・内容

ヤングケアラー問題についての正しい理解

ヤングケアラー支援の必要性や発見のポイント、

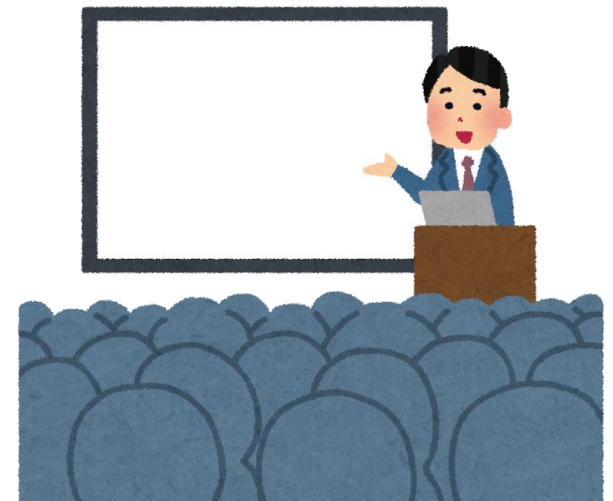
声掛けの際の留意事項などについて

・実施予定

県内4か所で実施予定

・参加予定人数

合計320人を予定



ヤングケアラーLINE相談窓口の概要

ヤングケアラーや保護者等が抱える悩みや問題等について気軽に相談できるようにするため、LINEを活用した相談体制の構築を図る。

・相談対象

原則として埼玉県内に在住する18歳未満の方及びその保護者

・相談内容

親・祖父母・兄弟姉妹等の介護・世話をしていく中で感じた不安、
学業との両立、人間関係等、様々な悩みについて、幅広く対応する。

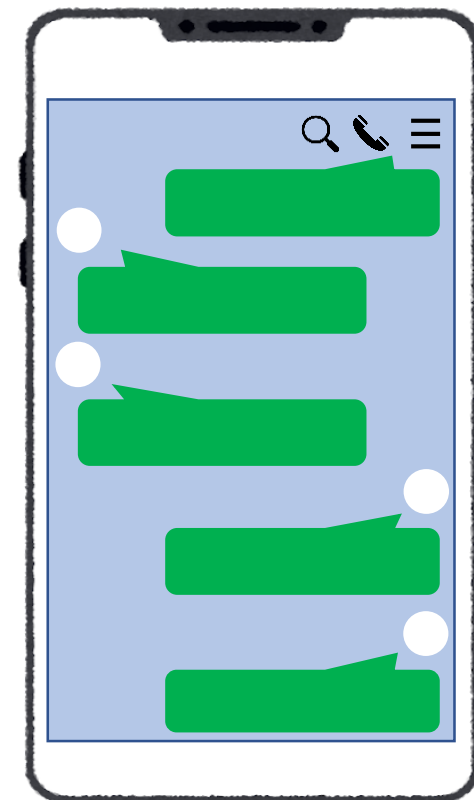
・開設時間

平日10:00～19:00

ただし、相談者からの送信はいつでも可能とする。

・実施時期

令和4年9月に開始予定



手離さない、 今と未来。

ヤングケアラーとは？

病気や障害がある家族のために、
本来大人が担うような、家事や家族の世話・介護などの
サポートを行なっている18歳未満の子供をいいます。



障害や病気のある家族のために ヤングケアラーが日常的にしていること



食料を支えるために
労働をしている



幼いようたの
世話をしている



買い物・料理・洗濯
などの家事をしている



身体的なケアをしている
(お風呂、食事、トイレの介助など)



精神的なケアをしている
(話し相手、なぐさ、お話を聞くなど)

責任や負担の重さにより ヤングケアラーが諦めてしまっていること



勉強や受験、進学



部活などの課外授業



自分だけの時間を持つこと



友達と放課後に
遊ぶこと



子供らしく
自由に遊ぶこと



理解されること
気軽に相談すること

ヤングケアラーのためのLINEチャンネル登録受付中

オンラインイベントも開催します！

元ヤングケアラーの先輩と一緒に、ヤングケアラー同士で、楽しく話しあうオンラインイベントです。
仲間と話すことで、心が楽になったり、生活のヒントが得られます。

詳しくはLINEで配信します

お友達登録はこちらから



ヤングケアラーチャンネルでできること

埼玉県ヤングケアラーチャンネルは、
家族に関する相談や進学・就職相談、お役立ち情報の発信などを行い
ヤングケアラーをサポートします。

お友達登録してみませんか？



日常の家族の
お世話の悩み

誰にも話せない
家庭のこと

家族の
お世話による
友達との悩み

将来への不安

進学や就職に
関する相談

私たちが相談にのります！



元ヤングケアラー
宮崎成悟さん



元ヤングケアラー
高尾江里花さん

ヤングケアラー同士で
語り合おう！

ヤングケアラーオンラインイベント開催

元ヤングケアラーの先輩と一緒に、ヤングケアラー同士で、楽しく話しあうオンラインイベントです。
仲間と話すことで、心が楽になったり、生活のヒントが得られます。詳しくはLINEでご案内します。

5 最後に

- ヤングケアラーの課題 = 家族が抱える課題
「ヤングケアラー」と言っても一様ではない。
- ただ話を聞く。それも大切な支援。
支援にあたっては、信頼関係の構築が必要。